

■ 石綿とは

アスベスト(石綿)とは、天然の繊維状珪酸塩鉱物の総称で、クリソタイル、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト、トレモライトに分類されております。

平成7(1995)年の労働安全衛生法施行令で、石綿のうち、アモサイト、クロシドライトの輸入、製造等が禁止になり、平成18(2006)年の労働安全衛生法の改正で石綿が0.1重量%を超える製品の輸入、製造等が全面禁止となりました。

石綿にばく露して引起される疾患としては、**じん肺(石綿肺)、肺がん、悪性中皮腫、良性石綿胸水(胸膜炎)、びまん性胸膜肥厚** 等があります。

現場に合った
適切な使用方法を
選びましょう!!



法令

	レベル1	レベル2	レベル3		
	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材	石綿含有成形板等	石綿含有仕上げ塗材	
	手工具	グローブバック工法	原型のまま取外し	剥離剤併用手工具	集塵機付きグラインダー
隔離	負圧隔離養生	グローブバック	—	—	隔離養生 負圧不要
セキュリティルーム	要	—	—	—	—
負圧の確保 集塵機の設置	要	真空掃除機	—	—	—
漏えいの確認	要	必要に応じて	—	—	—
負圧の確認	要	—	—	—	—
湿潤化等	要	要	—	要	要
粉塵飛散防止処理	要	要	—	—	—
保護具着用	要	要	防塵マスク又は 電動ファン付マスク	防塵マスク又は 電動ファン付マスク ※1"	電動ファン付

※1 剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸要保護具を着用する必要がある。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止徹底マニュアル



保護具 選定表

表6.1.1 呼吸用保護具・保護衣の選定

作業	石綿等の除去等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、石綿等の封じ込み もしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去、石綿含有仕上塗材の除去)			
作業場所	負圧隔離養生及び 隔離養生(負圧不要) の内部	負圧隔離養生の外部 (又は負圧隔離及び隔離養生措置を必要としない石 綿等の除去等を行う作業場)	石綿等の切断等を伴 わない囲い込み/石 綿含有成形板等の切 断等を伴わずに除去 する作業	石綿含有成形板等 及び石綿含有仕上 塗材の除去等作業 を行う作業場で石 綿等の除去等以外 の作業を行う場合
呼吸用保護具	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク (区分①)	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク又は取替え式防じんマスク (RS3 又は RL3) ※電動工具により石綿等を切断等する場合は、①に限る。 (区分①～③)	取替え式防じんマスク (RS2 又は RL2) (区分①～④)	取替え式防じんマスク 又は 使い捨て防じんマスク (区分①～④等)
保護衣	フード付き保護衣	保護衣又は作業着	保護衣又は作業着	

備考 1) 区分は表 6.1.2 を参照。

備考 2) 電動工具を用いて石綿等の切断等を行う場合は、6.1.1 ただし書きを参照

表6.1.2 呼吸用保護具の区分

区分	呼吸用保護具の種類
区分①	<ul style="list-style-type: none"> 面体形及びルーズフィット形 (フードをもつもの) の電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率 99.97% 以上 (PL3 又は PS3)、漏れ率 0.1%以下 (S級)、大風量形) (電動工具により石綿等を切断する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具 (漏れ率に係る性能区分が S 級であり、ろ過材の性能区分が PS3 又は PL3 のものであり、かつ、呼吸用保護具の製造事業者により指定防護係数が 300 以上であることを証明する型式に限る。) 複合式エアラインマスク (プレッシャデマンド形) 送気マスク (プレッシャデマンド形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク) 自給式呼吸器 (空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器)
区分②	全面形面体を有する取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 99.9%以上、RS3 又は RL3)
区分③	半面形面体を有する取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 99.9%以上、RS3 又は RL3)
区分④	取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 95.0%以上、RS2 又は RL2)

令和 6 年 2 月改訂版

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局環境管理課

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」より抜粋